

可燃ごみ中継施設（八幡平市）整備基本計画策定等業務委託

仕様書

令和8年6月

盛岡広域環境組合

目次

可燃ごみ中継施設（八幡平市）整備基本計画策定等業務委託	1
第1 総則	1
1 業務の目的	1
2 委託業務名	1
3 業務範囲	1
4 対象地域及び対象施設	1
5 委託期間	1
6 関係法令等の遵守	1
7 資料の貸与	2
8 秘密保持及び中立性の義務	2
9 打合せ及び議事録	2
10 疑義の解釈	2
11 業務の完了及び成果品の引渡し	2
12 業務管理	2
13 提出書類	3
14 成果品	3
15 業務カルテ作成登録	3
16 留意事項	4
17 その他	4
第2 施設整備基本計画策定	5
1 基本計画の背景と位置付け	5
(1) 計画の背景と目的	5
(2) 施設整備の基本方針	5
(3) 基本条件	5
2 ごみ処理に関する現状把握	5
(1) 人口の動態	5
(2) ごみの発生量の実績及び性状	5
(3) ごみの減量化・再生利用の実績	5
(4) ごみ処理体制の状況	5
3 将来ごみ量の設定	5
(1) ごみの発生量の見込み量の算定	6

(2) ごみの処理・処分量の算定	6
4 可燃ごみ中継施設に係る各種検討	6
(1) 処理システムの設定	6
(2) 施設規模の設定	6
(3) 計画ごみ質の設定	6
(4) 敷地及び周辺設備の設定	6
(5) 中継施設に求められる機能の設定	6
(6) 設備方式の設定	7
(7) 配置・動線計画の策定	7
5 事業運営管理計画	7
6 概算事業費の検討	7
7 整備スケジュールの検討	7
第3 生活環境影響調査	8
1 調査の目的	8
2 計画準備	8
3 既存資料調査	8
(1) 事業概要の整理	8
(2) 地域概況調査	8
(3) 生活環境影響調査項目の選定	8
4 現地調査	8
(1) 現地調査計画の立案	8
(2) 現地調査結果の取りまとめ	10
5 影響の分析と総合的な評価	10
6 生活環境影響調査書の作成	10
7 関係機関協議、打合せ・協議	10
第4 地歴及び土壌調査	11
1 調査の目的	11
2 調査対象地	11
3 業務内容	11
(1) 土壌汚染対策法に係る地歴調査	11
(2) 土壌汚染対策法に係る土壌調査	11
(3) その他、上記業務を行うために必要な打ち合わせ、手続き等	11
4 土壌汚染対策法に係る地歴調査	11
(1) 対象となる土地の場所	11

(2) 入手・把握すべき情報	11
(3) 対象となる期間	12
(4) 情報の入手・把握の実施	12
(5) 特定有害物質の種類の特等	12
(6) 試料採取等を行う区画の選定	12
(7) 報告書の作成	13
5 土壤汚染対策法に係る土壤調査	13
(1) 業務内容	13
(2) 位置測量	13
(3) 舗装掘削	13
(4) 試料採取及び埋め戻し	14
(5) 土壤汚染状況調査結果報告書の作成	14
(6) 土壤汚染状況詳細調査計画の立案	14
6 打合せ協議	14

第1 総則

1 業務の目的

本業務は、盛岡広域環境組合（以下「本組合」という。）が、八幡平市に設置予定である可燃ごみ中継施設の整備に向けた、諸条件をとりまとめる「可燃ごみ中継施設（八幡平市）整備基本計画」の策定、廃棄物処理法に基づき知事への提出を要する「生活環境影響調査書」の作成及び施設整備予定地の土壌や地下水の汚染リスクを確認するため「地歴及び土壌調査」を行うことを目的とする。

2 委託業務名

可燃ごみ中継施設（八幡平市）整備基本計画策定等業務委託

3 業務範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設整備基本計画策定
- (2) 生活環境影響調査
- (3) 地歴及び土壌調査
- (4) その他、上記業務を行うために必要な打合せ、手続等

4 対象地域及び対象施設

- (1) 対象地域：八幡平市及び岩手町の全域
- (2) 建設予定地：八幡平市野駄第27地割 621番
- (3) 対象施設：可燃ごみ中継施設
- (4) 対象ごみ：可燃ごみ
- (5) 施設規模：35 t /日程度
- (6) 附属施設：計量棟、駐車場、構内道路など

5 委託期間

契約締結の翌日から令和9年9月30日（木）まで

ただし、地歴及び土壌調査は令和9年3月31日（水）までとする。（施設整備基本計画策定及び生活環境影響調査は令和8年度から9年度の債務負担行為を設定）

6 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の遂行に当たり、関係法令等を遵守しなければならない。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、同法施行令及び同法施行規則
- ・ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）、同法施行令及び同法施行規則
- ・ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）
（令和4年8月環境省 水・大気環境局 水環境課土壌環境室）

7 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料については、受注者が調査し収集するものとするが、本組合が所有している場合には受注者に貸与するものとする。その場合、受注者は本組合に資料のリストを取りまとめた「貸与品借用書」を提出するとともに、業務完了時まで「貸与品返還書」とともに全ての資料を返却すること。

8 秘密保持及び中立性の義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

9 打合せ及び議事録

受注者は、業務の目的を達成するため、受注期間中は必要に応じて本組合との打合せを行うものとする。なお、受注者は、打合せ事項及びその内容を記録し、本組合に随時、提出するものとする。

10 疑義の解釈

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合や、本仕様書に定めのない事項が生じた場合には、受注者は本組合と十分な打合せ及び協議を行い、業務の遂行に支障ないように努めなければならない。なお、本仕様書は本業務の遂行に当たって基本的な内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務上、当然必要と認められる事項については、受注者の責任において、実施するものとする。なお、業務の執行等に伴う必要な費用は原則、受注者の負担とする。

11 業務の完了及び成果品の引渡し

受注者は、業務完了後所定の手続を経て、本組合の検査を受けるものとする。本業務は、本組合の検査合格をもって完了とするが、成果品の引渡し後においても、成果品等に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合、受注者は受注者の負担において、責任をもって速やかに訂正の上、納品するものとする。

12 業務管理

本業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置するものとし、その者の要件は次のとおりとする。なお、各技術者は、提案者と正規雇用関係にあること。

ア 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。照査技術者は、管理技術者との兼任は認めない。

イ 管理技術者は、技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士（総合技術監理部門－衛生工学又は衛生工学部門の廃棄物分野）の資格を有する者とする。また、平成28年4月1日以降に、一般廃棄物（ごみ）の一時貯留及び積替え機能を持った中継施設の整備に関する業務（可燃ごみ中継施設の基本構想又は基本計画の策定、発注図書作成（詳細設計）、施工管理業務の実績）の実績を1件以上有すること。

ウ 担当技術者のうち生活環境影響評価を担当する者は、技術士法に定める技術士（環境部門－環境影響評価）、技術士（建設部門－建設環境）又はこれらを選択科目とする総合技術監理部門のうちいずれかの資格を有する者とする。また、平成28年4月1日以降に一般廃棄物処理施設整備に係る生活環境影響調査の業務の実績を1件以上有すること。

エ 担当技術者のうち地歴及び土壌調査を担当する者は、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）に規定する土壌汚染調査技術管理者の資格を有する者とする。

1.3 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に際し、次の書類を本組合に提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

(1) 着手時

- ア 業務着手届
- イ 業務工程表
- ウ 管理主任技術者届及び経歴書
- エ 担当技術者及び経歴書
- オ 業務計画書（実施方針・手順・体制・工程計画・監理・品質等）
- カ その他必要な書類

(2) 完了時

- ア 納品書
- イ 業務完了届
- ウ その他必要な書類

1.4 成果品

本業務の成果品及び提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみ中継施設（八幡平市）整備基本計画（本編） A4版くるみ製本 80部
- (2) 可燃ごみ中継施設（八幡平市）整備基本計画（資料編） A4版くるみ製本 80部
- (3) 可燃ごみ中継施設（八幡平市）整備基本計画（概要版） A4版リーフレット 130部
- (4) 生活環境影響調査書（本編） A4版くるみ製本 80部
- (5) 生活環境影響調査書（概要版） A4版リーフレット 130部
- (6) 地歴調査報告書 2部
- (7) 土壌調査報告書 2部
- (8) 打合せ議事録、その他必要とする資料 一式
- (9) 電子データ（CD-R 又は DVD-R にWord版・Excel版・PDF版を収納） 2セット

1.5 業務カルテ作成登録

受注者は、業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し、本組合の確

認を受けた後に（一財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを本組合に提出すること。

1.6 留意事項

受注者は、本業務の遂行上で関係する官公庁等との協議が必要になった場合はその対応を行うものとする。併せて、議事録を作成し随時本組合に提出すること。また、本業務に文献その他の資料を引用した場合には、その文献、資料名を明記しなければならない。

1.7 その他

- (1) 本仕様書は、本業務の概要を示すものである。そのため本仕様書に明記なき事項であっても、業務遂行上必要と認めるものについては両者協議の上実施すること。
- (2) 本仕様書に規定する内容が変更となる場合は、両者協議の上、契約変更することができる。
- (3) 本組合が必要と認めたときは、本業務の変更又は停止を命ずることができる。この場合は、両者協議の上、契約金額、履行期間等を変更できるものとする。

第2 施設整備基本計画策定

本業務は、可燃ごみ中継施設の整備に向けた基本計画を策定することを目的とする。

策定作業は、八幡平・岩手町を対象とする施設に対する作業とする。

1 基本計画の背景と位置付け

(1) 計画の背景と目的

環境保全、3R推進をめぐる社会・経済情勢、廃棄物処理に係る社会的課題などを踏まえつつ、本計画の背景や目的、位置づけ等を設定する。

(2) 施設整備の基本方針

上位計画、関連計画、本組合や構成自治体の廃棄物処理関連施策などを踏まえ、施設整備の基本方針を策定する。

(3) 基本条件

令和8年3月に本組合が策定した可燃ごみ中継施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）にて、既に決定している施設整備上の条件を整理する。

2 ごみ処理に関する現状把握

ごみ処理の現況及び課題を把握するため、また、地域の特性及びごみ処理に関する基本情報として、対象地域である八幡平市・岩手町について以下の内容を上位計画、関連計画及び本組合や構成自体が提供する資料（数値データ等）を元に整理する。

(1) 人口の動態

近年の人口の推移を整理する。

(2) ごみの発生量の実績及び性状

ごみ発生量の実績を、家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれについて経年的に整理する。なお、対象とするごみの種類は、可燃ごみとする。

(3) ごみの減量化・再生利用の実績

ごみの減量化・再生利用量の実績を把握する。

(4) ごみ処理体制の状況

収集・運搬、中間処理、最終処分等について過去の状況について把握・整理する。収集・運搬に関連して日別・曜日別の搬入量、搬入台数を整理する。

3 将来ごみ量の設定

対象地域である八幡平市・岩手町における以下の計画条件を整理する。なお、ごみ発生量やごみの処理・処分量は、上位計画、関連計画、並びに本組合や構成自治体から提供される資料（数値データ等）を根拠に推計するものとするが、不足する情報の取扱については、本組合との協議にて決定する。

(1) ごみの発生量の見込み量の算定

計画期間内のごみの発生量の見込み（予測量）を、家庭系ごみ、事業系ごみについて、収集・直接搬入別、ごみの種類別に算定する。

(2) ごみの処理・処分量の算定

ごみの種類別の実績及び将来のごみ発生量をもとに、本施設における将来の可燃ごみ量などを算定する。

4 可燃ごみ中継施設に係る各種検討

(1) 処理システムの設定

基本構想を踏まえ、処理システムとして積替え方式（コンパクト・コンテナ方式、貯留排出機方式、梱包方式、ホッパ方式、ピット方式）を設定する。

(2) 施設規模の設定

「3 将来ごみ量の設定」で設定した将来のごみ量を元に、本施設の施設規模を設定する。

(3) 計画ごみ質の設定

「3 将来ごみ量の設定」で設定した将来のごみ量を元に、本施設の計画ごみ質を設定する。

(4) 敷地及び周辺設備の設定

建設予定地の敷地条件（敷地範囲、地形的規制、法的規制など）及び本施設が利用するインフラ機能（電力、上下水道、雨水排水、燃料、通信など）について基本構想を踏まえ基本方針を設定する。

(5) 中継施設に求められる機能の設定

基本構想を踏まえ、本施設に求められる以下の機能について設定する。

ア 稼働時間

イ 安定稼働・安全対策（リチウムイオン電池対策など）

ウ 環境対策（粉じん、騒音・振動、排水、悪臭）

エ 施設強靱化対策（地震対策、浸水対策など）

オ 積雪寒冷地対策

カ 計量方式

キ 受入貯留方式

ク 貯留搬出方式

ケ 排水処理方式

コ 臭気処理方式

サ 給水方式

シ 受配電方式

ス 制御方式

セ 施設管理機能

ソ 建築・構造・設備・雨水排水計画

(6) 設備方式の設定

前項までの検討結果を基に本施設の設備方式（受入供給設備、圧縮設備、搬出設備、集じん・脱臭設備、給水設備、排水処理設備など）の概要を設定し概略処理フローを作成する。

(7) 配置・動線計画の策定

本施設の配置・動線計画を基本構想及び前項までの検討結果を踏まえ策定する。策定は以下の項目と手順にて行う。

ア 土地利用条件及び都市計画条件の整理

建設予定地の住所、面積、周辺の土地利用状況や都市計画条件を整理する。また、土地利用方法に条件を設定する必要がある場合はその条件を整理する。

イ 中継施設の諸元の設定

建屋構成、建屋寸法等の諸元を類似事例やプラントメーカーヒアリング等から設定する。

ウ 車両・動線に係る条件の設定

施設利用車両の種類や台数、周回道路、建設予定地への進入口等に係る条件を設定する。

エ 計量・検収に係る条件の設定

施設利用車両の計量・検収に係る条件を設定する。

オ 配置・動線に係る要求事項の設定

車両通行、歩行者の通行に係る安全上の配慮や周辺環境への配慮事項を整理する。

カ 配置・動線図（案）の策定

アからオを踏まえ、配置・動線図（案）を複数案設定する。なお、配置・動線図（案）は作図ソフト（CAD など）を利用し、他計画書での利用や修正が容易に可能なファイル形式とする。

5 事業運営管理計画

本施設の運営管理の検討に関する必要事項として、必要人員や薬品・資材などの検討をプラントメーカーへのヒアリング等から行う。

6 概算事業費の検討

1から5までの条件を基にプラントメーカーに概算見積依頼を行い、概算事業費をとりまとめ、財源計画（案）を策定する。

(1) 概算事業費依頼資料の作成

(2) 概算事業費の算出

(3) 財源計画（案）の作成

7 整備スケジュールの検討

本施設の整備スケジュールを検討する。

第3 生活環境影響調査

1 調査の目的

本業務は、八幡平市・岩手町を対象とする可燃ごみ中継施設の整備運営を行うために、調査計画書を作成し、調査を実施することにより、要求水準書及び事業者が実施する環境保全措置を勘案し、周辺環境への影響の回避・低減を図るために実施するものである。

2 計画準備

生活環境影響調査に関する調査計画書を作成する。

3 既存資料調査

本事業に関する事業計画概要を整理し、併せて事業計画を踏まえ生活環境影響調査を行う調査項目、調査地点、調査頻度等を本組合と協議の上、整理する。

(1) 事業概要の整理

(2) 地域概況調査

ア 自然的状況に係る項目

イ 社会的状況に係る項目

ウ 環境関係法律等に係る項目

(3) 生活環境影響調査項目の選定

4 現地調査

(1) 現地調査計画の立案

上記3で整理した調査項目の現況について、以下の環境調査を行う。調査項目の選定については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省大臣官房 廃棄物リサイクル対策部）に示されている「その他の処理施設」に対する生活環境影響調査項目の標準的な例を参考に、把握した事業の特性及び地域の特性を踏まえて設定する。また、項目として選定した理由、項目として選定しなかった理由を、次表のように整理する。

表 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目 (例)

調査事項	生活環境影響要因		施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
	生活環境影響調査項目					
大気環境	大気質	粉じん		○		
		二酸化窒素 (NO ₂)				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)				○
	騒音	騒音レベル		○		○
	振動	振動レベル		○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)			○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)	○			
		浮遊物質 (SS)	○			
		その他必要な項目 注)	○			

注) その他必要な項目とは、処理させる廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。例えば、全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-Pを含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合) 等があげられる。

○：事業特性から標準項目として選定した項目

▲：標準項目であるが、事業特性から選択しなかった項目

ア 大気質一般環境大気質

調査項目：粉じん (浮遊粉じん量)

調査地点：1 地点 (計画地周辺)

調査期間：非暖房期と暖房期の 2 回、30 日間

※気象条件は近接する岩手松尾地域気象観測所 (アメダス) を使用する。

イ 大気質道路沿道大気質

調査項目：二酸化窒素 (NO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)

調査地点：廃棄物運搬車両走行ルート上の 2 地点

調査期間：非暖房期と暖房期の 2 回、7 日間

※気象条件は近接する岩手松尾地域気象観測所 (アメダス) を使用する。

ウ 環境騒音・振動

調査項目：環境騒音・振動レベル

調査地点：1 地点 (計画地周辺)

調査期間：8 時間連続測定 (9 時～17 時)

エ 道路騒音・振動

調査項目：道路交通騒音・振動レベル、交通量

調査地点：廃棄物運搬車両走行ルート上の 2 地点

調査期間：積雪期以外の1回、8時間連続測定（9時～17時）

オ 悪臭

調査項目：特定悪臭物質濃度、臭気指数

調査地点：1地点（敷地境界の風下側）

調査期間：1回（夏季）

カ 水質

調査項目：①一般項目（気温、水温、透視度、流量）、②生活環境項目（pH、BOD、SS、DO、大腸菌数）、③健康項目（27項目）

調査地点：2地点（赤川支川への合流点の上下流）

調査期間：豊水期と渇水期の2回

(2) 現地調査結果の取りまとめ

現地調査計画に基づいて実施した調査結果を取りまとめるものとする。

5 影響の分析と総合的な評価

事業計画に基づき、生活環境影響調査指針に示される予測方法等を基本として、適切な手法により予測を行い、影響評価を行う。

なお、予測に用いる施設の諸元等が不十分な事項について、受注者は発注者の指示によりメーカーヒアリングを実施する。

6 生活環境影響調査書の作成

上記3～5で整理した事項を生活環境影響調査書としてとりまとめる。

7 関係機関協議、打合せ・協議

関係機関協議、打合せ・協議については必要に応じて実施することとし、資料作成及び議事録の作成の支援を行う。

第4 地歴及び土壌調査

1 調査の目的

本業務は、八幡平市・岩手町を対象とする可燃ごみ中継施設の整備を推進するために必要な、土壌汚染対策法に基づく地歴調査及び土壌調査を行うものである。

2 調査対象地

八幡平市野駄第27地割内

3 業務内容

- (1) 土壌汚染対策法に係る地歴調査
- (2) 土壌汚染対策法に係る土壌調査
- (3) その他、上記業務を行うために必要な打ち合わせ、手続等

4 土壌汚染対策法に係る地歴調査

「土壌汚染対策法第4条第1項」の規定による届出に必要な調査対象地における土壌汚染の状況を把握するために「土壌汚染対策法施行規則」に準じて地歴調査を行う。調査対象地及びその周辺の土地について、土地利用の履歴、特定有害物質の使用等の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染状況の概要、その他の調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染による汚染のおそれを推定するために有効な情報を入手・把握し、試料採取等の対象とすべき特定有害物質の種類の特定及び調査対象地の土壌汚染のおそれの区分の分類を行う。

(1) 対象となる土地の場所

調査対象地及びその周辺の土地について、土地利用の履歴、特定有害物質の使用状況、土壌又は地下水の汚染の状況等の土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握する。

「周辺の土地」とは、調査対象地の周辺の土地であって、当該調査対象地における土壌汚染のおそれを把握するうえで参考となる情報に係る土地のことである。

(2) 入手・把握すべき情報

調査対象地及びその周辺の土地について、土地利用の履歴、特定有害物質の使用状況、土壌又は地下水の汚染の状況等の土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握する。

情報の入手・把握において、確認すべき情報は次のとおりである。情報の詳細な内容は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3.1版)」を参照すること。

ア 土壌汚染状況調査の対象地の範囲を確定するための情報

イ 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報

ウ 人為等由来の汚染のおそれに関する情報

(7) 土壌の特定有害物質による汚染状態に関する情報

- (イ) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等(埋設・飛散・流出・地下浸透)に関する情報
- (ロ) 特定有害物質の使用等(製造・使用・処理)に関する情報
- (エ) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等(貯蔵・保管)に関する情報
- (オ) その他の情報

エ 自然由来の汚染のおそれに関する情報

オ 水面埋立て土砂由来の汚染のおそれに関する情報

(3) 対象となる期間

可能な限り過去に遡り情報を収集する。なお、調査の目途としては1945年頃とする。

(4) 情報の入手・把握の実施

資料収集、関係者からの聴取及び現場確認の方法により情報を収集する。

ア 資料調査

資料調査において入手・把握する資料は、土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3.1版) Appendix-19の資料調査において入手・把握する資料を参照すること。

イ 聴取調査

聴取調査において把握された情報について、記録簿等の形式で取りまとめる。

ウ 現地調査

関係者の案内のもと視察等により調査した現地の状況等について、撮影した写真に説明を書き加えた写真集等の形で取りまとめる。

(5) 特定有害物質の種類の特等

情報の入手・把握において収集した情報により、調査対象地において土壌汚染のおそれがあると認められる特定有害物質の種類を試料採取等対象物質の種類として特定する。

また、情報の入手・把握において収集した情報により、調査対象地を土壌汚染のおそれがあると認められる特定有害物質の種類ごとに次の三つの区分に分類する。

ア 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地

イ 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地

ウ 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地

なお、土壌汚染のおそれの区分の分類において、情報の入手・把握において収集した情報により確認することができる汚染のおそれが生じた場所の位置に関する情報を、現在の地表からの深さとして取りまとめる。

(6) 試料採取等を行う区画の選定

調査対象地の土壌汚染の状況を適切に把握するために、「土壌汚染対策法」の規定に基づく方法により、試料採取等を行う区画の選定を行うものとする。

(7) 報告書の作成

入手した各種情報等は、地歴調査報告書としてとりまとめる。

5 土壌汚染対策法に係る土壌調査

調査対象地において行った地歴調査の結果に基づき、土壌汚染状況表層調査を行い、土壌汚染状況について把握することを目的とする。

(1) 業務内容

調査対象地での地歴等調査業務において作成した土壌汚染状況調査計画に従い、本業務を行う。本業務においては、現地での測量等を行い、試料採取等の現地調査を実施し、土壌汚染状況調査結果報告書の作成を行う。また、必要により今後実施予定の土壌汚染状況詳細調査計画書（深度方向絞込み）案の作成を行う。

地歴等調査により作成した土壌汚染状況調査計画により、表層等調査に必要な採取試料数や検体数等が、下記の当初想定より変更となった場合は、監督員と協議を行った上で、設計変更を行うものとする。

【表層等調査当初想定】

対象地面積	3800㎡
条件：汚染のおそれが多い区域	0㎡
：汚染のおそれが少ない区域	3800㎡
位置測量	25箇所
土壌試料採取埋め戻し（表層）	25箇所
舗装掘削	25箇所
土壌分析	5検体
（鉛、ヒ素、水銀、カドミウム、六価クロム、フッ素、ホウ素、セレン、シアン）	
（それぞれ含有量及び溶出量）	

(2) 位置測量

試料採取等を行う区画について、調査実施者による差が生じないように単位区画及び30m格子の設定を行う。具体的には、対象地の最北端の地点（複数ある場合は最も東にある地点）に起点を定め、その起点から土壌汚染状況調査の対象地を東西方向及び南北方向に10m間隔又は30m間隔で引いた線により区分し、試料採取位置及びその高さを確認する。

(3) 舗装掘削

地表面がアスファルト、コンクリート等で被覆されている箇所について、コンクリートカッター等を用いて削孔する。

(4) 試料採取及び埋め戻し

土壌試料採取は、土壌分析用の試料を採取するために行う。採取深度は表層（地表から深さ5cmまで）の土壌と、深さ5cm～50cmまでの土壌を個別に採取し、重量が均等になるように混合して1試料とする。採取した後は、周辺土壌及び砂にて埋め戻すものとする。

調査孔は試料採取後、直ちに清浄な土壌を用いて埋め戻しを行い、復旧すること。調査範囲は、駐車場等として使用している箇所もあるため、現状復旧を要する箇所については、常温アスファルト等を使用し復旧する。

(5) 土壌汚染状況調査結果報告書の作成

本調査の結果を取りまとめ、結果報告書を作成すること。報告書については、敷地や試料採取地点等の位置座標（標高を含む）、各分析結果報告書、計量証明書、各試料採取地点における試料採取記録に係る資料、調査状況写真等を含むものとする。

(6) 土壌汚染状況詳細調査計画の立案

表層調査の結果、汚染物質の絞り込みや深度調査等が必要となった場合は、実施予定の土壌汚染状況深度調査計画書の作成を行う。計画書は、調査の範囲、深さ、調査項目、調査数量及び概算費用について検討を行う。

6 打合せ協議

本組合との打合せ協議は、以下を基本とし、中間の内1回は、地歴調査結果について、関係機関との協議を含む。またこれらの他に、打合せ協議が必要な場合は適宜対応するものとする。

(1) 初回打合せ

(2) 中間打合せ（3回）

(3) 最終打合せ及び成果品納品